

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成13年5月10日	不動産番号	1923000500610
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所 在	桑名市大字東方字日物谷				[余白]
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
2218番16	宅地	2393	05	[余白]	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成13年5月10日	
[余白]	[余白]	2308	84	③錯誤 〔平成15年10月2日〕	
[余白]	[余白]	941	39	③2218番16、2218番133ないし2218番136に分筆 〔平成15年10月2日〕	
[余白]	[余白]	933	93	③2218番16、2218番175に分筆 〔令和7年9月24日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和29年5月10日 第2081号	原因 昭和29年4月22日寄付 所有者 桑 名 市 順位1番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成13年5月10日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年9月25日
津地方法務局桑名支局

登記官

三 村 拓 司

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D50154 (1/6)

1/1



表題部	(土地の表示)	調製	余白	不動産番号	1923010012396
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	桑名市大字東方字日物谷				余白
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
2233番6	宅地	653	82	2233番1から分筆 〔平成15年10月2日〕	
余白	余白	615	83	③2233番6、2233番8に分筆 〔令和7年9月24日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	平成15年3月24日 第5013号	所有者 大阪市西区京町堀一丁目3番17号 N T N 株式会社 順位2番の登記を転写 平成15年9月16日受付 第16329号
2	所有権移転	平成15年10月8日 第17907号	原因 平成15年9月1日交換 所有者 桑名市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年9月25日
津地方法務局桑名支局

登記官

三村 拓 司

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D50154 (3/6)

1/1



表題部 (土地の表示)		調製	平成13年5月10日	不動産番号	1923000420879
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	桑名市大字北別所字干物谷			[余白]	
① 地番	② 地目	③ 地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1564番	宅地	390	08	[余白]	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成13年5月10日	
[余白]	[余白]	377	99	③錯誤 〔平成15年10月2日〕	
1564番1	[余白]	303	40	①③1564番1、1564番2に分筆 〔平成15年10月2日〕	
[余白]	[余白]	294	87	③1564番1、1564番3に分筆 〔令和7年9月24日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和29年5月10日 第2081号	原因 昭和29年4月22日寄付 所有者 桑名市 順位1番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成13年5月10日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年9月25日
津地方法務局桑名支局

登記官

三村 拓司



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D50154 (5/6)

1/1